

## 第4回 岬町子ども・子育て会議 会議録（要旨）

平成26年11月11日（火）午後3時00分～

岬町子育て支援センター会議室

（開会）

- ・ 資料の確認
- ・ 委員の出席状況の報告（12名中10名出席により会議成立）
- ・ 情報公開にもとづく傍聴申出の許可確認（傍聴申出1名）

（会長） それでは議事に入ります。まず、前回会議のあと、○委員から質疑及び意見がありましたので、事務局から説明をお願いします。

（事務局） ○委員から提出いただいたペーパーを参照願います。

1つ目の質疑、保育所、幼稚園の定員数について現状に合った数字で記載した方が良いのでは、ということにつきましては、入所定員は、各施設が大阪府の認可を受ける際に施設の面積等から算出した定員です。いわば入所できる上限として町条例で定めています。

新制度では、この認可定員を超えない範囲で別に、利用状況を反映した「利用定員」を設定することになっています。

この利用定員については、本計画には記載されませんが、子ども・子育て会議の意見を聞き、今後大阪府と協議のうえ、各施設ごとに町が定めることとなります。

2つ目の質疑、保育所の正職員数の相違については、子どもと家族を取り巻く状況での19名は、3保育所に配属されている保育士のみ職員数で、認定こども園設置に対する考え方の24名については、3保育所と子育て支援センターに配属されている保育士と看護師の正職員数を記載しています。

「認定こども園」（幼保連携型）設置のメリットについて、保護者の立場から、給食についてのメリットなどについて意見を頂いております。

メリットについて、どの程度まで計画に記載していくのかは、素案の審議の中でご議論いただけたらと思います。

「認定こども園」の設置に向けて検討していただきたい事の①幼稚園・保育所の老朽化対策及び耐震性の調査についてですが、まず、認定こども園の設置のいかんを問わず、特に耐震性の確保については、最重要課題と考えています。現在、淡輪幼稚園については、耐震診断は実施済みですが、淡輪保育所については耐震診断はまだ実施できていません。

認定こども園を設置する場合は、現在の施設がベースとなると考えられます。

ご指摘のとおり、子どもを預かる施設であり、また、避難所にも指定されていることから、早急に耐震対策を講じる必要があるとの認識はしておりますが、これまで本町では学校施設を先行して耐震改修を実施してきました。学校施設については平

成27年度で終了することから、保育所については、早急に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を実施できるよう予算の確保も行っていきたいと考えています。また、老朽化対策については、急を要するものはその都度対応とし、必要な改修は耐震改修工事に併せて整備するなど、工夫をしながら施設整備に努める必要があると考えています。

②災害が発生した場合の子ども達の安全の確保についても、認定こども園の設置のいかんを問わず、保育所、幼稚園においても、災害はいつ発生するかわかりませんので、保育所では適宜時間帯を変えて避難訓練を実施しています。

小さな子どもの避難方法は、0歳児はおんぶして、1歳児・2歳児は避難用の手押し車で行うこととしています。

また、警報発令時等の保育のあり方については、現在、保育所と幼稚園で取り扱いに違いがあります。認定こども園を設置する場合には、近隣市町の保育所の状況や他の子ども園の状況も踏まえて検討中で、マニュアルを作成し、保護者に周知したいと考えています。

③流行病の発生時の対応については、インフルエンザなど16種の感染症の登所基準を定めていまして、保護者に配布しています。

最後に、淡輪幼稚園と淡輪保育所の幼保連携型認定こども園への移行については、ご意見のような設備面、運用面も含め、メリットもありますが課題も沢山あります。それらを整理していき、移行するのかどうか、また、移行する場合は、いつからするのかを今後検討していくことになります。

計画素案には移行時期を記載していませんが、計画期間中には、一定の方針を出すよう検討を進めていきたいと考えています。

(会長) 溝口委員、今の説明についていかがですか。

(○委員) 私からの質問に回答いただいたので、これで結構です。

(会長) 他の委員から、この件についてご意見等はありませんか。特にないようですので次に進みます。

前回の会議で示された骨子案を修正する提案が事務局からあるそうなので説明をお願いします。

(事務局) 岬町子ども・子育て支援事業計画の策定手法の修正について説明致します。

現在、議論いただいています「子ども・子育て支援事業計画」は、本年度で期間が終了する「岬町次世代育成支援後期行動計画及びみさき健やか親子21」の事業のうち、子ども・子育て支援法に規定する就学前の保育と13の子ども・子育て支援事業に特化した計画となっています。

前回の会議において、次世代育成支援行動計画の根拠法律が延長されたことに伴い、任意ではありますが、市町村の次世代育成支援行動計画の策定が明記されましたが、業務量やスケジュールを考慮して、この計画を「子ども・子育て支援事業計画」と併せて策定するのは困難と考えられることから、次世代育成支援行動計画は、子ども・子育て計画とは別に策定したいと説明したところです。

しかし、その後、子ども・子育て計画の見込量の検討や素案を作成するなかで、子ども・子育て計画と次世代計画は、計画の対象が重なって、互いに補完しあう計画

である事や、次世代計画の計画期間が平成 26 年度までであること、また、他市町の動向をみても、2つの計画を一体的に策定しているところが多いということや費用面においても一定目途が立ったこと、なにより、岬町の子どもに関する計画の一本化が図れ、分かりやすいと考えることから、両計画を一体の計画として策定し、1冊の計画書にまとめたいと考えております。具体的には、後で素案説明の所で説明しますが、次世代計画の章を1つ追加して子ども・子育て支援事業計画と次世代計画を含んだ構成にしたいと思っております。

また、5年前の次世代後期行動計画の策定にご尽力いただいた委員さんもおられることから、子ども・子育て計画と次世代計画を同時に審議していただくことが、合理的な策定手順ではないかと考えるに至りました。

まず、この点についてお諮りいただき、ご承認いただきたいと思っております。

そして、もう1つ、これに関連してお願いがございます。

次世代計画を含めるにあたって、次世代計画の実施状況を把握・点検する機関として岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21推進協議会を設置する必要があります。協議会のメンバーは、本子ども・子育て会議委員に思春期保健や母子保健関連分野を補完する2名を追加して構成したいと考えております。

つきましては、委員の皆様には、次世代の推進協議会委員への就任をご了承願いたいと思っております。

会議につきましては、1月と3月に子ども・子育て会議と合同会議として同時開催する予定をしております。出来るだけご負担のないように考えておりますので、よろしく願いいたします。

委嘱等の事務手続きにつきましては、次回開催までにご連絡させていただきます。

(会長) 今の説明のように、前回の会議では、次世代計画は別に審議するという説明だったのが、子ども・子育て支援事業計画と併せて審議してほしいということです。そのために推進協議会委員への就任を依頼されています。質疑、意見はありませんか。特にないようなので、一体的に策定を進めることで承認します。

続いて、本日の案件に入ります。

案件(1)「(仮称)岬町子ども・子育て支援事業計画素案について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)「(仮称)岬町子ども・子育て支援事業計画素案」資料に基づき説明

(会長) いっぺんに説明を聞いたので、3時50分くらいまで各自が読み直す時間を取りたいと思っております。そのうえで質問、意見を出してください。(各自で資料を読み直し)見込量の補正についての説明もあったが、それも併せて質問、意見を出してください。

(委員) 立場上、言いにくいですが、当園では認定こども園の幼稚園型への移行を考えています。一時預かり事業は、今までは親の希望に応じて預かって大阪府からの補助を受けていましたが来年からは町の認可を受けることになるのですか。

(事務局) 幼稚園でもらう一時預かり事業は、町の委託事業となります。

(委員) 保護者の手続きが面倒になるのではないかと心配です。

(事務局) 保護者の負担は変わらない見込みです。ただ一時預かり事業を委託するには条件があるのでそれを幼稚園が満たして実施してもらえるかどうかが問題です。

(会長) 保護者の手続きが煩雑にならないのであればよいですね。

(委員) 新制度になっても重度障害児の受入はできるのですか。

(事務局) 現在3保育所とも看護師を配置していますが、保育所の現状はどうですか。

(委員) 障害児は現在でも受入をしています。重度の場合は、こぐま園で受け入れています。

(委員) こぐま園と保育所の両方に通う子どももいるのですか。

(委員) 以前そのような子どももいました。今現在はいません。

(委員) 子育て支援センターの一時預かりでは、どのような年齢の子どもをどのくらいの時間預かるのですか。

(委員) 保護者が時々仕事があつて預ける必要がある場合や、もう少し自分で子どもの面倒をみたいが下の子どもを妊娠した、子どもを預けて美容院に行きたいなどの理由があります。仕事が理由の場合は1日、他の用事の場合は半日が多く、子どもの年齢は2歳が一番多いです。また、幼稚園に通っている子どもが夏休み、春休みの預かり保育が休みのときに幼稚園児を預かることもあります。

(委員) 預けにくる子どもは大体決まっているのですか。

(委員) そうです。

(会長) 他にありませんか。なければ案件(1)については素案をもとに進めていくこととなります。

今日は、次世代育成支援後期行動計画のパンフレットが配布されているが、わかりやすいものが作られていると思いました。今回の計画でも同じように作られるのですか。

(事務局) そうです。

(委員) 町として新制度の説明パンフレットを作る予定はないですか。ある雑誌で全国の私立幼稚園団体の副会長もしている安家さんが制度の説明を執筆した記事が掲載されたら、保護者からの問合せが増えました。園だよりでも取り上げましたが、町でそういったパンフレットを作ってもらえると助かります。我々と保護者では制度の理解にギャップがあるのでそれをどう埋めればよいかと考えています。

(事務局) 保護者の一番知りたい保育料がまだ国から示されていないので今すぐは難しいです。

(委員) 今までは園が保育料をもらって、年度末に保護者は就園奨励金を受取っていました。子ども園になると奨励金はなくなります。

(事務局) 町では今保育料のシミュレーションをしています。今までは所得税で階層が分かっていたのが、これからは町民税で階層化することになります。基本は今の保育料と変わらない金額にしたいと思っています。今月17日から保育所の入園募集を開始しますが、そのときは間に合いません。

12月に議会に報告をして最終の金額を示すこととなります。

(会長) 他になければ事務局からの連絡をお願いします。

(事務局) 当初、会議回数は3回と予定していましたが、計4回とさせていただき、このあとは1月と3月に予定しています。

(会長) 1月と3月の会議を経て、計画が策定されるという流れになります。もしも追加で

意見があれば事務局に申し出てください。

これで本日の案件はすべて終了しましたので、第4回岬町子ども・子育て会議は閉会とさせていただきます。

本日は審議ありがとうございました。

午後4時15分 （閉会）